3　農地中間管理事業の推進に関する基本方針
　都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標等を定めた農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定めることとした。（第三条関係）
4　農地中間管理機構の指定
　都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、機構として指定することができることとした。（第四条関係）
5　農地中間管理事業評価委員会
　機構には、農地中間管理事業（以下「事業」という。）の実施状況の評価等を行う農地中間管理事業評価委員会を置かなければならないこととした。（第六条関係）
6　役員の選任及び解任
　機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。（第七条第一項関係）
7　農地中間管理事業規程
　機構は、事業の開始前に、事業を重点的に実施する区域の基準等を定めた事業の実施に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第八条関係）
8　事業計画等
　機構は、事業年度ごとに、その事業年度における事業の目標等を定めた事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けるとともに、毎事業年度終了後、事業報告書等を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第九条関係）
9　監督命令
　都道府県知事は、事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、事業に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第一三条関係）
10　借受けを希望する者の募集等
　機構は、定期的に、区域ごとに、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集し、これに応募した者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表することとした。（第一七条関係）
11　農用地利用配分計画
　㈠　機構は、管理権を有する農用地等について賃借権等の設定等を行おうとするときは、賃借権等の設定等を受ける者の氏名等を定めた農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこととした。（第一八条第一項及び第二項関係）
　㈡　機構が管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法の規定にかかわらず、賃主又は賃貸人の承諾を得ることを要しないこととした。（第一八条第七項関係）
12　計画案の提出等の協力
　機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることとした。（第一九条第一項関係）
13　管理権の設定等に係る契約等の解除
　機構は、その有する管理権に係る農用地等が、相当の期間を経過してもなお貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき等は、都道府県知事の承認を受けて、当該管理権に係る賃貸借等の解除をすることができることとした。（第二〇条関係）
14　農林水産大臣による評価等
　農林水産大臣は、事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果を公表すること等により、事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組が促進されるよう努めることとした。（第二五条関係）
15　農業者等による協議の場の設置等
　市町村は、適切と認める区域ごとに、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者等について協議の場を設け、結果を公表することとした。（第二六条関係）
16　附則等
　㈠　その他所要の規定の整備を行うこととした。
　㈡　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（法律第一〇二号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法の一部改正関係
1　都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想に新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を追加することとした。（第五条第二項及び第六条第二項関係）
2　農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、基本方針が定められたときは、農地中間管理事業のほか農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等を行うこととした。（第七条関係）
3　市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを市町村に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第一四条の四関係）
4　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、3の認定を受けた者（認定就農者）が認定就農計画に従って農業経営を開始するのに必要な無利子資金の貸付け等を行うことができることとした。（第一四条の六及び第一四条の七関係）
5　都道府県は、新たに就農をしようとする青年等の相談に応じ、就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（青年農業者等育成センター）を確保するように努めることとした。また、国、地方公共団体、農業に関する団体等は、認定就農計画の達成に必要な援助を行うように努めるほか、国及び地方公共団体は、新たに農業経営を営む青年等の農業経営を確立するための措置等を講ずるように努めることとした。（第一四条の一一及び第一四条の一二関係）
6　法人化の推進等
　国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めることとした。（第三二条関係）

二　農地法の一部改正関係
1　遊休農地に関する措置の強化
　㈠　機構に対する農地中間管理権の設定に至る手続を、主に、農業委員会による農地の利用意向調査、機構との賃借権等の設定等に関する協議、都道府県知事による裁定とすることとした。（第三二条～第四〇条関係）
　㈡　農業委員会は、現に遊休化していない農地であっても、耕作の事業に従事する者が不在となったとき等には、農地の所有者等に対し、利用意向調査を行うこととした。（第三三条関係）
2　農地台帳等の法定化等の措置として、農業委員会は、農地の所有者、農地の所在、賃借権等の種類・存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、インターネットの利用その他の方法により公表することとした。（第五二条の二及び第五二条の三関係）
三　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正関係
　農業法人投資育成事業に関する計画について、農林水産大臣の承認を受けることができる者として投資事業有限責任組合を追加し、当該承認に係る事業計画に従って農業法人投資育成事業を営む場合には、株式会社日本政策金融公庫法及び農地法の特例を受けられること等とした。
四　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止関係
　青年等就農計画等を農業経営基盤強化促進法に位置付けたことに伴い、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法を廃止することとした。
五　附則等
1　その他所要の規定の整備を行うこととした。
2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。